

# 税務課からのお知らせ

倒産・解雇により離職された方、失業、疾病等により所得が著しく減少した方へ

## 国民健康保険税・個人住民税の減免制度

### 1. 国民健康保険税

#### ●減免される対象者

次のうちいずれかに該当する方

##### ①倒産により廃業した方

自営業の方で景気の下降に伴う廃業または倒産の場合に限ります。

##### ②解雇等により離職した方

本人の意思に反した会社等の都合により解雇された方及び病気等により離職した方

※「非自発的失業軽減制度」を受ける方は除きます。

#### ●減免される保険税額

上記①の場合は前年所得のうち事業所得を、上記②の場合は前年所得のうち給与所得を100分の30に減額して保険税を計算します。

#### ●減免対象期間

廃業、離職した日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

(例) 令和元年5月31日離職の場合→令和元年6月から令和3年3月まで

### 2. 個人市県民税

失業、疾病等により所得が著しく減少する方で一定の所得条件を満たす場合は平成31年度個人市県民税が免除されます。

#### ●失業、疾病等とは

本人の意思に反した会社等の都合による解雇や、倒産及び深刻な経営の悪化による廃業により失業した場合、または病気等によりやむを得ず離職した場合をいいます。

#### ●一定の所得条件とは

①本人の平成30年中(2018年中)所得が400万円以下の方

②本人の令和元年中(2019年中)所得が平成30年中(2018年中)所得より30%以上減少する方

③世帯全員の令和元年中(2019年中)の所得合計金額が400万円以下の場合

\*①②③の条件を全て満たさなければなりません。

\*令和元年中(2019年中)所得には雇用保険基本手当等を含みます。

#### ●減免割合

令和元年中(2019年中)所得は令和元年分確定申告等により確定しますので、確定後に減免の可否を決定します。

減免に該当する場合は、申請日以降に到来する納期分の所得割額を所得の減少の程度に応じて減免します。(均等割額は減免の対象になりません。)

※減免の効力は申請時に遡ります。

### 3. 申請に必要なもの

●失業の理由の確認できる書類 (雇用保険受給資格者証、離職票等)

●廃業・倒産が確認できる書類 (廃業届出書、倒産決定通知書等)

【問合先】 税務課 市民税係 ☎0978-72-5156

# 令和元年度介護保険料のお知らせ

## 住民税非課税世帯への軽減（強化）を実施します

消費税増税に伴う公費投入により、第1段階～第3段階の介護保険料を軽減します。  
なお、第4段階以降の介護保険料は軽減対象になりません。

	(平成30年度)		(令和元年度)
第1段階(年額)	28,600円	➡	23,800円
第2段階(年額)	42,600円		37,200円
第3段階(年額)	47,700円		46,100円

- ※1. 消費税率の引き上げ時期が令和元年10月であるため、今年度は、最終軽減割合予定の半分の軽減割合で実施します。最終軽減割合及び令和2年度の介護保険料については、確定後(来年度)に改めてお知らせします。
2. 平成30年度の第1段階(年額)は、既に一部軽減を実施しています。参考までに、軽減前の介護保険料(年額)は、31,800円です。
3. 軽減に係る公費の負担割合(国1/2、県1/4、市1/4)

## 令和元年度介護保険料

所得段階	住民税	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.375	23,800円
第2段階	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.585	37,200円
第3段階	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.725	46,100円
第4段階	本人非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	57,200円
第5段階	本人非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額	63,600円
第6段階	本人課税	前年の合計所得金額が <sup>3</sup> 120万円未満の方	基準額 ×1.2	76,300円
第7段階	本人課税	前年の合計所得金額が <sup>3</sup> 120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	82,600円
第8段階	本人課税	前年の合計所得金額が <sup>3</sup> 200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	95,400円
第9段階	本人課税	前年の合計所得金額が <sup>3</sup> 300万円以上450万円未満の方	基準額 ×1.7	108,100円
第10段階	本人課税	前年の合計所得金額が <sup>3</sup> 450万円以上の方	基準額 ×1.9	120,800円

- ※1. 合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(上記表の第1段階～第5段階のみ)」した金額を用います。
2. 税務課が発送する納付通知書は、システムの都合上、「平成31年度」と記載しています。

【問合せ先】 高齢者支援課 ☎0978-72-5189 税務課 ☎0978-72-5156